

第1回清川村環境審議会会議録

日 時 令和7年10月20日（月）午前9時20分～午前10時30分
場 所 清川村役場庁舎3階 第2・3会議室
出席者 清川村環境審議会委員10名（欠席2名）
環境上下水道課員4名

1 開 会

2 あいさつ

【会長あいさつ】

【職員及び委員紹介】

- ・ 本日の出席委員は、委員12名中、10名の出席となっており、協議会規則第4条第2項の規定により、会議は成立することを報告した。
- ・ この後の進行については、協議会規則第3条2項の規定により、会長が行う。

3 案 件

(1) 清川村環境基本計画について

- ・ 事務局から資料1及び2に基づき説明を行う。
- ・ 委員からの質問等は次のとおり。

委員) 今後のスケジュールを確認させていただきたい。

資料2の最後に策定スケジュールがついている。

先ほどの説明で今年度に3回会議を開き、あと2回開催するとのことだが、今回骨子をいただいて11月7日までに意見を出して、取りまとめ、パブリックコメントを行って最後に3回目の会議を開くという流れか。

事務局) そうです。

委員) パブリックコメントでいただいたご意見等を踏まえて修正等を行い、3回目の会議に移る考えであるということか。

事務局) 現状ではそう考えております。

(2) 粗大ごみ処理の有料化等について

- ・ 事務局から「粗大ごみ処理の有料化(案)および事業系ごみ処理手数料の料金改定(案)について」に基づき説明を行う。
- ・ 委員からの質問等は次のとおり。

委員) 子供たちにもごみの処理についてわかりやすく説明していただけると良いと感じたが、事務局側の意見をお聞きしたい。

事務局) 今年3月にサントリーホールディングス㈱さんと清川村のボトル to ボトルという協定を締結しています。

これは、回収したボトルを原料にしてそれを再生してボトルを製造し、ジュースを詰めて販売するという循環型の仕組みであり、村内で回収されたペットボトルがサントリーの製品として再利用されるという協定になっています。

このサントリーホールディングス㈱が力を入れる体験学習を活用し、村緑小学校においても出張講座を開催する形で教育委員会と調整を図っています。

また、ほかにもリサイクルセンターというごみの施設で職員の生の声を聞けるような機会を設けることも考えていきたいと思います。

委員) ごみの分別というのは、地域の皆さんは正しく出されているものか。

事務局) 現状は特段大きな問題になっているものはありません。

しかし、例えば粗大ごみは粗大ごみでも蓄電池等とは別に出してほしいと依頼をしているもののいまだに一緒に出されているというのも現状です。

委員) 粗大ごみの有料化について村民に周知されるのはいつ頃か。

事務局) 10月中旬から始まる住民懇談会で説明を行ったのち、12月村議会において条例改正議案を審議いただくことで正式決定されますので、令和8年4月1日からの有料化がスタートできるよう村の広報紙等で村民皆さんと村内事業者にしっかり周知していきたいと考えています。

委員) ソファーみたいな大きな粗大ごみも収集所に出しておくということか。

事務局) 粗大ごみは今後、収集所での回収がなくなる予定です。

月2回程度のご自宅に取りに伺う方法、また、拠点回収として、宮ヶ瀬にお住まいの方はリサイクルセンターへ、煤ヶ谷にお住まいの方はリサイクルセンターが遠いので、役場の北側の駐車場の一角を使って月1回程度ではありますがそこにお持ちいただけたらお受けするという形を考えています。

委員) 県の立場でいろんな市町村の環境基本計画策定や環境審議会に参加させていただいているが、清川村の自然豊かなところは別格でほかの市町とは違う部分であり、村民の方々が当たり前のことが当たり前でない市町がたくさんあると思う。

その誇れる自然を活かした清川村らしい基本計画になることを期待する。

4 閉 会

【副会長あいさつ】